

長浜市告示第 2 0 5 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 3 3 条の 2 の規定に基づき、公共下水道使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第 2 6 条の 4 第 1 項及び長浜市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成30年長浜市規則第48号）第 2 0 条で準用する長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第 4 2 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	株式会社電算システム 代表取締役 高橋 譲太 岐阜県岐阜市日置江一丁目 5 8 番地
指定をした日	令和 6 年 4 月 1 日
委託をした日	令和 6 年 4 月 1 日
委託期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
委託した公金事務に係る歳入の種類	公共下水道使用料
徴収又は収納の方法	コンビニエンスストアは現金により、スマートフォン等の電子機器による決済サービスは指定業者の決済による。